

計画作成年度	令和元年度
計画主体	岡山県玉野市

玉野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 玉野市 産業振興部 農林水産課
所在地 玉野市 宇野1丁目27番1号
電話番号 0863-32-5535
FAX番号 0863-32-1349
メールアドレス nourinsuisan@city.tamano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、カワウ、ヒドリガモ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	玉野市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、サツマイモ、タケノコ、柿、梨	471.0千円 151.1a ※1
ヌートリア	水稲、野菜	被害届があり、正確な被害数値は把握できていないが被害の実態はある。
ニホンジカ	目撃情報があり、何らかの被害が想定される。	
ニホンザル	果樹	被害届があり、正確な被害数値は把握できていないが被害の実態はある。
タヌキ	野菜	被害届があり、正確な被害数値は把握できていないが被害の実態はある。
ハクビシン アライグマ	目撃情報があり、何らかの被害が想定される。	
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稲、梨、柿	被害届があり、正確な被害数値は把握できていないが被害の実態はある。
ニューナイスズメ スズメ	目撃情報があり、何らかの被害が想定される。	
ヒヨドリ・ドバト	目撃情報があり、何らかの被害が想定される。	
カワウ	魚類	正確な被害数値は把握できていないが被害の実態はある。
ヒドリガモ	養殖海苔	正確な被害数値は把握できていないが被害の実態はある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

※1 イノシシについての被害数値は、岡山地区農業共済組合に被害届があったものであり、被害金額は同共済組合が支払った保険金の額（水稲のみ）である。

なお、その他については、市に被害届があるのみで被害金額・面積は不明である。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

以前は、休耕地が点在する荘内地区西部の山麓地帯において、年間を通じて農地への出没が確認されており、春先のタケノコ被害に始まり、夏以降の水稻、野菜（イモ）類への食害や踏み倒し、ほ場の掘り起こし等の被害が発生していたが、近年は、出没地域が、市街地を含む市内全域に及んでいる。こうした中、農村地域においては、集落や農地を守るための防護柵等（ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）の設置により、農作物被害への防除対策を進めているところであるが、市街地を含む一部の地域で対策の遅れがあること、また、対策後の維持管理が不十分な地域では、再び、被害が発生する状況である。

また、観光地である「みやま公園」においては、平成 21 年頃から目撃情報が発生し、現在は、公園全域の山沿いに防護柵を設置しているが、イノシシが柵を破壊したり、また、国道沿いの柵を設置していない場所からの進入が多発し、公園内の芝生の掘り起こし等の被害が発生している。その他、近年では、イノシシと自動車との衝突事故の発生も確認されている。

有害駆除による捕獲数については、平成 21 年度は 35 頭であったが、平成 28 年度 274 頭、平成 29 年度 344 頭、平成 30 年度 435 頭、令和元年度 778 頭となっており、急激に増加している。

【ヌートリア】

荘内地区の鴨川水系や八浜地区児島湾沿岸水系の用水路や周辺のため池を中心に玉野市全域のため池や用水路で生息が確認されており、用水路沿いの水稻や野菜への被害が点々と発生している。

【ニホンジカ】

荘内地区や山田、東児地区での出没が確認されており、農作物への何らかの被害が想定される。未確認であるが道路を移動している目撃情報もあり、交通事故などの被害も想定される。今後、被害の拡大が予測されることから、生息状況や被害状況等について調査や監視を続ける必要がある。

【ニホンザル】

平成 26 年度後半から出没が認められ、平成 27 年度には一旦出没が無くなったが、令和元年度には荘内、山田地区において出没が確認されている。今のところ農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていないが被害の実態があり、山際の放置果樹等の食害の被害報告がなされている。

今後、被害の拡大が予測されることから、生息状況や被害状況等について調査や監視を続け、駆除を行う必要がある。

【タヌキ】

農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていないが、家庭菜園への被害の報告がある。

【ハクビシン・アライグマ】

農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていないが被害の実態があり、今後、被害の拡大が予測されることから、生息状況や被害状況等について調査や監視を続ける必要がある。

【ハシブトガラス・ハシボソガラス】

農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていないが、果樹・野菜を中心に被害報告がなされている。今後、被害の拡大が予測されることから、生息状況や被害状況等について調査や監視を続け、駆除を行う必要がある。

【ニューナイスズメ・スズメ・ヒヨドリ・ドバト】

農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていないが被害の実態があり、今後、被害の拡大が予測されることから、生息状況や被害状況等について調査や監視を続け、駆除を行う必要がある。また、ヒヨドリ、ドバトは糞害の被害がある。

【カワウ・ヒドリガモ】

玉野市胸上地区・鉾立地区において魚類及び養殖海苔への被害が発生しているが、漁獲物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。

今後、被害の拡大が予測されることから、生息状況や被害状況等について調査や監視を続け、岡山県や近隣市と連携し対策を行う必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）	備考
イノシシ	471.0 千円 151.1a	329 千円 106a	30%減少
ヌートリア	—	被害拡大を防ぐ。	
ニホンジカ	—	生息・被害状況の調査、監視	
ニホンザル	—	生息・被害状況の調査、監視を行い、被害拡大を防ぐ。	
タヌキ	—	被害拡大を防ぐ。	
ハクビシン アライグマ	—	生息・被害状況の調査、監視	
ハシブトガラス ハシボソガラス	—	被害拡大を防ぐ。	
ニューナイスズメ スズメ	—	被害拡大を防ぐ。	
ヒヨドリ、ドバト	—	生息・被害状況の調査、監視	
カワウ、ヒドリガモ	—	被害拡大を防ぐ。	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成27年10月に、鳥獣被害対策実施隊を設置し、岡山県岡山地区猟友会玉野分会の協力の下に、有害鳥獣の捕獲活動を実施している。 捕獲した有害鳥獣は、地元農家のコンポストや市の焼却処理施設で処分している。	鳥獣被害が増える一方で狩猟者が年々減少し、猟友会会員も高齢化が進んでおり、駆除活動の負担が増えている。捕獲の担い手としての新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上、資材の整備が課題である。 鳥獣の活動は行政区域を越えるため、広域的な対応が求められる。
防護柵の設置等に関する取組	地域に対し、防護柵（材料費）の定額補助（10/10以内）やその活動費への定率補助（8/10以内）を行った結果、平成30年までに、市内で総延長約147kmが設置されている。 また、みやま公園の他、玉野市管理地においては、市単独費により平成30年度	防護柵を設置していない地域において、被害が発生しており、今以上に防護柵設置の啓発、推進を行っていく必要がある。 また、市街地等においては、住民の高齢化や住民の被害意識に差があるため、地元住民の共同作業による防護柵設置が思うように進んでおらず、被害防止の啓発や防

	までに 12.3 km 設置している。	護柵設置促進に関して非常に難しい課題がある。
--	---------------------	------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

従来の被害防止体制に加え、玉野市鳥獣被害防止対策協議会を通じ関係機関との連携を強化することで、地域におけるイノシシが出にくい環境をつくる生息地管理、防護柵の設置促進、捕獲駆除の3つの対策を総合的に推進する。また、農業者、集落、地区住民などが一体となり、地域ぐるみで被害防止を推進する環境、意識づくりの高揚を図る。

今後も増加が見込まれるイノシシ及びその他の有害鳥獣による被害の拡大が想定されるため、平成27年度に設置した鳥獣被害対策実施隊に加え、令和2年度から、地域住民を主体とした「イノシシ捕獲隊」を編成し、実施隊と連携・協力しながら、捕獲体制の強化を図る。

【取組方針】

- ①市のイノシシ対策係で、市民からのイノシシ被害に関する相談体制の明確化を図るとともに、出前講座をより充実させ、イノシシの生態やイノシシ対策に関する情報の周知に努め、防護柵の設置や生息地管理など地域ぐるみの有害鳥獣対策を促進する。
- ②市街地での出没状況については、「玉野市イノシシ市街地出没対策マニュアル」(令和2年3月作成)に基づき、警察等関係機関と綿密な連携を図り、市街地等における人的被害の防止に努める。
- ③玉野市イノシシ捕獲隊制度(令和2年4月～)により、捕獲体制の強化を推進する。
- ④近隣自治体との一斉捕獲体制の確立を目指す。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

玉野市鳥獣被害防止対策協議会での協議、方針決定を受け、鳥獣被害対策実施隊(市、岡山地区猟友会玉野分会)に加え、令和2年度から、地域住民が主体となる、玉野市イノシシ捕獲隊を編成し、実施隊と相互に連携して、有害鳥獣の捕獲体制の強化・推進を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	計画に定めるすべての対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策協議会が、猟具(箱ワナ等)や捕獲機材等を調達し、鳥獣被害対策実施隊やイノシシ捕獲隊が使用(支給・貸与)することにより、ワナの設置数を増やし、個体数の削減に努める。 ・鳥類については、主に銃器により捕獲する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
岡山県第12次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、近年の捕獲実績を参考に設定する。	
【イノシシ】 捕獲頭数が増加傾向（平成28年度：274頭、平成29年度：344頭、平成30年度：435頭、令和元年度：778頭）にあり、まだ被害が多く寄せられている状況を踏まえて、令和2年度捕獲計画数を750頭と設定し、一層の捕獲体制の強化により捕獲頭数を増やし、生息個体数の減少を目指す。	
【ヌートリア】 平成21年度は岡山県ヌートリア集中捕獲事業により、279頭を捕獲している。単独では、年間30頭程度である。防護柵や網等による被害防止が難しく、現状の捕獲数を維持する。	
【ニホンジカ】 現在、目撃情報があり、農作物への何らかの被害が想定されており、今後の被害の拡大が予測される。 このことから生息状況・被害調査や監視を行い、被害が発生した場合は適宜捕獲する。	
【ニホンザル】 数頭の離れザルの生息が確認されており、加害個体の減少を目指す。	
【その他の鳥獣】 現時点では、農作物被害金額の正確な被害数値は一部を除いて把握できていないが、被害の実態があり、今後の被害拡大が予測されるため、生息状況・被害調査や監視を行い、被害が発生した場合は適宜捕獲する。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	750頭	750頭	750頭
ヌートリア	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
ハシブトガラス ハシボソガラス	10羽	10羽	10羽
ニューナイスズメ スズメ	10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ	5羽	5羽	5羽
ドバト	30羽	30羽	30羽
カワウ	5羽	5羽	5羽
ヒドリガモ	5羽	5羽	5羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊により、農作物被害が多発する春期と秋期に重点的な一斉捕獲として、ワナや銃器による捕獲を実施するとともに、農業者からの被害報告があれば、その都度、緊急捕獲を実施する。 ・鳥獣の生息状況の把握に基づき、箱ワナ等を設置し、捕獲による個体数調整に努め、農地及び市街地に繰り返し出没する個体の駆除を図る。また、農地へ出没したイノシシについては、基本的に、新設するイノシシ捕獲隊の活動で捕獲していく。 ・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを対象とした鳥獣被害防止総合対策交付金や有害獣捕獲強化対策事業（単県）を活用し、近隣市町や関係機関と連携した有害鳥獣捕獲に取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。6
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（既に権限委譲済み。）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。
- (補足説明) ハクビシン、アライグマについての有害鳥獣捕獲許可権限についても、市町村に委譲されている。（平成27年5月 岡山県鳥獣保護事業計画）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	防護柵の設置 (ワイヤーメッシュ) 総延長 10km	防護柵の設置 (ワイヤーメッシュ) 総延長 10km	防護柵の設置 (ワイヤーメッシュ) 総延長 10km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	イノシシ ヌートリア ニホンジカ ニホンザル タヌキ ハクビシン アライグマ ハシブトガラス ハシボソガラス ニューナイスズメ スズメ ヒヨドリ ドバト カワウ ヒドリガモ	<p>①有害鳥獣被害防止に関して、市民団体が設置する防護柵の材料費等、必要な経費に対する補助や、みやま公園や市関連施設等において、市独自での防護柵の設置など、市民との協働により、広域的で有効性の高い防護柵の設置を促進する。</p> <p>②集落（田畑及び人家）と山の境に防護柵を設置し、イノシシ等を平地に近づけないよう対策を講じる。</p> <p>③近年は、市街地にも出没情報が多く寄せられていることから、市街地に重点を置き防護柵設置の啓発に努める。</p> <p>④事業説明会や出前講座、パンフレット配布等を通じて、市民に鳥獣被害対策に関する知識の周知を図るとともに、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向け、休耕地の解消や適切な里山管理、エサとなる地域内農作物残さの撤去等についての啓発・周知に努める。</p> <p>⑤市街地での出没状況については、学校等に迅速に連絡するとともに、警察等関係機関と綿密な連携を図り、市街地等における人的被害の防止に努める。</p> <p>⑥その他、急遽、市民への甚大な被害が予測される事例が発生するなど、緊急性が高く、特に市長が必要と認められる事業を実施することで市民の安全の確保に努める。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

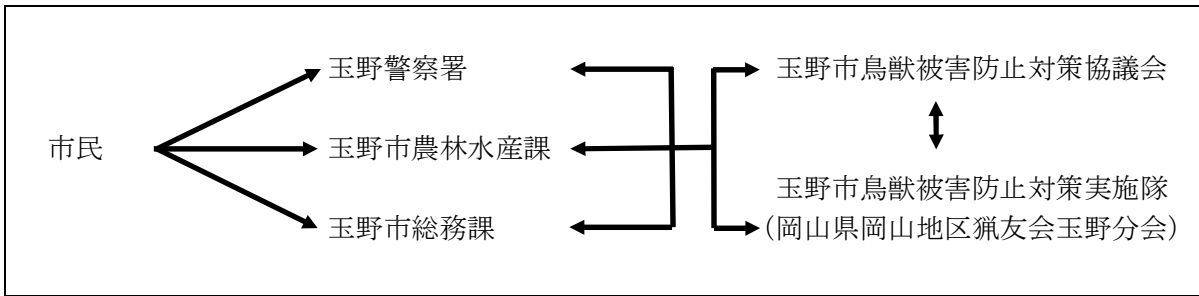
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
玉野警察署	玉野市へ連絡
玉野市（総務課）	玉野警察署、玉野市農林水産課及び関係課へ連絡
玉野市（農林水産課）	玉野警察署、岡山県岡山地区猟友会玉野分会へ連絡
玉野市鳥獣被害対策実施隊	岡山県岡山地区猟友会玉野分会：有害鳥獣の捕獲駆除 玉野市（農林水産課）：猟友会駆除班と連携し捕獲駆除のサポート及び追払い

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	玉野市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
玉野市	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
岡山市農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
岡山県岡山地区猟友会玉野分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
被害地区自治会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

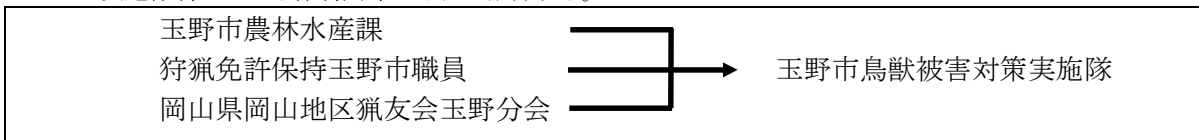
関係機関の名称	役割
備前県民局農畜産物生産課	有害鳥獣対策に関する情報を提供する。
備前県民局森林企画課	有害鳥獣関連情報を提供する。
玉野市協働推進課各市民センター	住民からの有害鳥獣関連情報を事務局等に連絡する。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

玉野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、平成 27 年 10 月に実施隊を設置。
令和元年度の実施隊員は 30 名（玉野市職員 22 名）（猟友会玉野分会員 8 名）

(注) 法第 9 条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

住民からの被害報告を受けた場合は、迅速に関係機関へ情報提供し、適切な対策が実施できる体制整備に努める。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

市の焼却処理施設、農家のコンポスト埋設等で、適切に処分をしている。
また、市の焼却処理施設の移転計画があるため、捕獲した鳥獣の適切な処理を目的に、融解処分施設やコンポスト埋設施設の増設などについて研究を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の有効利用を目的に、近隣市町村、玉野市鳥獣被害防止対策協議会や民間事業者と野生鳥獣の広域的食肉処理施設について研究を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・被害防止の方法を地域に周知し、休耕地の解消や里山管理など地域の問題として地域が主体となって対策に取り組む意識改革を促す必要がある。
- ・専門員の指導により、有害鳥獣の正しい知識を身につけ、効果的な被害防止対策を図る必要がある。
- ・鳥獣被害の広域化に対処するため、近接の市町や関係機関との一層の連携を図る必要がある。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。